

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年五月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和三年五月六 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂字中通北六十三 番一、六十四番八、六十三番一先水路	指定に係る道路の位置
三十九・八六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)